

## 学区浜自治会 自主防災会規約

### 第1条 (名称)

この会は、学区 浜自治会自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、相互扶助の精神に基づき、住民による自主的な防災活動を行うものとし、災害(火災、地震、風水害等)発生時に対応するとともに被害の未然防止に努め、もって自治会内住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第3条 (組織)

- 1 本会は、浜自治会員及びその家族(以下「会員」という。)をもって構成する。
- 2 本会に防災活動の種類毎に専門に対応する班(以下「専門班」という。)を組織する。
- 3 本会の事務所は、浜公民館におく。

### 第4条 (事業)

- 1 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
  - (2) 災害発生時における情報収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給水給食等に関すること。
  - (3) 防災訓練の実施に関すること。
  - (4) 防災資器材の備蓄に関すること。
  - (5) 災害予防活動に関すること。
  - (6) その他、本会の目的達成のために必要な活動に関すること。
- 2 本会は学区内での自治会等の単位で地域活動する自主防災会(以下「地域自主防災会」という。)並びに真野学区自主防災会(以下「学区自主防災会」という。)の存在を把握し、それらとの相互の連絡調整、災害予防及び災害発生時の活動支援を行なうものとする。

### 第5条 (防災計画)

- 1 本会は、災害による被害の未然防止及び軽減を図るための計画(以下「防災計画」という。)を作成し実行する。
- 2 防災計画は、前条に規定する事業の総合的かつ計画的な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 第6条 (役員)

本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 若干名
- (5) 応急活動班長 各1名

### 第7条 (役員の出選及び任期)

選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は自治会長を持って充てる。
- (2) 副会長、会計、監事、応急活動班長は会長が指名する。
- (3) 役員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。但し、再任することができる。

(4) 欠員が生じた場合の第(3)項の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(5) 任期終了後において、後任者が決定されるまでの間が生じた場合は、前任者が任務を行う。

### 第8条 (任務)

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- 3 会計は、会計事務を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 応急活動班長は、それぞれの班を総括し、その任務にあたる。

### 第9条 (会議)

本会に、総会、役員会その他の会議を置く。又必要に応じてその他の会議を置くことができる。

### 第10条 (総会)

- 1 総会は、会員をもって構成する。但し、自治会総会をもってこれに代えることができる。
- 2 総会は、年1回開催する。ただし、特に必要がある場合には臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改廃に関すること。
  - (2) 防災計画の策定に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) その他、総会での審議が必要と認めたこと。
- 5 会議の議決は出席者の過半数で決するものとする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

### 第11条 (役員会)

- 1 役員会は、会長が特に必要と認めた場合に開催し、会長が招集する。
- 2 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に提出する事項。
  - (2) 総会から委任された事項。
  - (3) その他、必要な事項。

### 第12条 (会計)

- 1 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

### 第13条 (監査)

- 1 本会の監査は、年1回以上監事が行う。
- 2 監事は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

### 附則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。